

## ①所得控除

### ◇雑損控除

(差引損失額－総所得金額等の合計額×10%)と  
(差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い方の金額

### ◇医療費控除

支払医療費－補てん金額－(総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない方の金額)最高限度額200万円  
※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合  
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

### ◇社会保険料・小規模企業共済等掛金控除

社会保険料の支払額・小規模企業共済等掛金の全額

### ◇生命保険料控除

	支払金額(A)	控除額
新契約	～12,000円	(A)
	12,001円～32,000円	(A)×50%+6,000円
	32,001円～56,000円	(A)×25%+14,000円
旧契約	56,001円～	28,000円
	～15,000円	(A)
	15,001円～40,000円	(A)×50%+7,500円
	40,001円～70,000円	(A)×25%+17,500円
	70,001円～	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)  
一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

### ◇地震保険料控除

	支払金額(A)	控除額
	～50,000円	(A)×50%
	50,001円～	25,000円

### ○旧長期損害保険料に係る控除

	支払金額(A)	控除額
	～5,000円	(A)
	5,001円～15,000円	(A)×50%+2,500円
	15,001円～	10,000円

地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の両方がある場合は控除額を合計する。(最高25,000円)

### ◇障害者控除

同一生計配偶者や扶養親族が同居特別障害者の場合……………53万円  
同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者の場合……………30万円  
同一生計配偶者や扶養親族がその他の障害者の場合……………26万円

### ◇本人該当

特別障害者の場合……………30万円　その他の障害者の場合……………26万円  
寡婦・寡夫の場合……………26万円　特別の寡婦の場合……………30万円  
勤労学生の場合……………26万円

### ◇配偶者控除額および配偶者特別控除

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者所得金額		控除額	
	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

### ◇扶養控除

一般扶養……………33万円　老人扶養……………38万円  
特定扶養……………45万円　同居老親等……………45万円

### ◇基礎控除……………33万円

## ②所得割の税率

		市民税	県民税	
総合課税分		6%	4%	
短期譲渡	一般の短期譲渡	5.4%	3.6%	
	国・地方公共団体等への譲渡	3%	2%	
長期譲渡	一般	3%	2%	
	特定	優良住宅地等の譲渡	2,000万円以下 2,000万円超	2.4% 3%
		軽課	居住用財産の譲渡	6,000万円以下 6,000万円超
	一般株式等の譲渡	3%	2%	
上場株式等の譲渡	3%	2%		
上場株式等の配当等	3%	2%		
先物取引	3%	2%		

## ③均等割の税率

市民税:3,500円　県民税:2,000円  
※東日本大震災をふまえ、緊急防災事業等の財源を確保するため、平成26～令和5年度まで税率を500円ずつ引き上げています。  
●県民税均等割額は森林環境保全税500円を含みます。

## ④税額控除

### ◇調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
障害者控除	普通	1万円	控除者	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	特別控除者	38万円超40万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除	一般	1万円	特別控除者	40万円以上45万円未満	3万円	2万円	1万円
	特別	5万円		控扶	一般	5万円	老人
寡夫控除	1万円	控扶	除養	特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除	1万円	除養					

### ◇配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### ◇住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成22年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額  
ただし、居住年が平成26年4月から令和3年12月末までであって、特定取得または特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)  
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

### ◇寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額  
1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金  
2 住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金  
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの  
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得および課税退職所得を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得または課税退職所得を有する場合)	地方税法に定める割合

## ⑤配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

### ●市市民税の均等割が課税されない方

……前年の合計所得が、28万円×(扶養人数+1)+加算額(16万8千円)以下の方

### ●市市民税の所得割が課税されない方

……前年の総所得金額の合計額が、35万円×(扶養人数+1)+加算額(32万円)以下の方  
※上記「加算額」は扶養親族がおられる場合のみに加算されます。